

高等学校別科に係る研究ノート

－和歌山県の事例に即して－

Research Notes in accordance with the High School By Department
－And with reference to the case of Wakayama Prefecture－

鈴木 晴久

SUZUKI Haruhisa

(和歌山大学教育学部附属教育実践センター特別研究員)

佐藤 史人

SATO Fumito

(和歌山大学教育学部)

abstract

For another family of high school, the School Education Law, Article 58, in a simple degree, for the purpose of applying the special skills education, the term of study is, it has been defined to be at least one year, other rather than regulations to, therefore the installer of each school it can be freely organized according to its installation purpose.

In Wakayama Prefecture, it is installed in 11 schools in 1948 (1948), but 350 people were enrolled, all have been abolished in the seven years after 1954 (1954). It is, rather than was established on the basis of the philosophy of the new system high school, because he is installed as a saucer of secondary education facilities on the basis of the pre-war old woman views.

Some of another family there is also what was provided for the acquisition and qualification of technology, but they played a certain role in the post-war society, another Department of Wakayama Prefecture of pre-war education as described above because it did not make sense of more than saucer, it closed the curtain in just seven years.

The present study is to empirically elucidate the different department of the contents of the Wakayama Prefecture, it has been intended to consider the meaning that another family had in the postwar secondary education reform.

はじめに

戦後の教育改革は、戦前の教育を一掃し、戦後民主主義に基づく新しい理念の実現を目指したものであった。中等教育の単線化もその一つであるが、あまりにも急速に押し進めたため、それまで中等教育で取り扱われていたもののうち、制度の枠組みから取まりきれないものも見られた。そもそも大正時代の中頃から始まった「中等教育の大衆化」は、その内容や条件、対象者等が多岐にわたっており、それを一挙に単線化すること自体にかなり無理があったといわれる。戦前においても、昭和18年1月施行の「中等学校令」(勅令第36号)においてそれまでの中学校、高等女学校、実業学校を中等教育として一つに規定したが、それぞれの学校に、教育内容や修業年限等による、実務科、高等科、専攻科及び専修科といった科の設置を規定している。

高等学校の別科は、学校教育法制定の際に専攻科とともに規定されており、中等教育の単線化から取まり

きれない部分の教育への対応のため設置された。また、戦後の社会の状況の変化に対応するために設置されたものや設置後にその内容が変更されていった別科もあると類推される。

そのため、実際に設置された別科は非常に多岐にわたっており、戦後の社会の発展とともにそれぞれ独自の変遷をたどったが、残念ながらこうしたものについての研究はほとんどなされていないのが現状である。

本稿では、和歌山県高等学校別科について、その内容を実証的に解明することで、和歌山県高等学校別科が、戦後中等教育において果たした役割を考察することを目的とする。

1. 高等学校別科の構造

高等学校の別科については、学校教育法第58条^{*1}に「高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。」とあり、③として「高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者^{*2}に対して、簡易な程度に

において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。」と規定されているが、これ以外に規程はなく、従って教育課程については各学校の設置者においてその設置目的に従って自由に編成することができる。この条項の内容は、昭和22年(1947)3月の学校教育法制定以後改正されていない。

また、学校教育法第三条に「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」とあり、別科については、専攻科とともに「高等学校設置基準」*3第三条に「専攻科及び別科の編制及び設備については、その学科に応じ、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、この省令の規定が適用されず又はその適用が不相当と認められる事項については、都道府県教育委員会等は、この省令に示す基準に基づいて、必要な定めをなすことができる。」とされているが、同基準の中には別科に適用する特別の規定は設けられていない。

学校教育法では、高等学校以外に、中等教育学校*4、特別支援学校*5、大学、短期大学*6に設置できるとされているが、高等専門学校や専修学校には条項の規程はない。また、大学では、留学生を対象とした別科(主に日本語の研修課程)が多い。

高等学校の別科は高等学校に設置されるものであるから、制度的には高等学校の範疇に入るといえるが、その教育について特別に規制する基準的なものもなく、実質的には高等学校教育というよりは各種学校*7における教育としての性格をもっているといえる。

広田照幸は、戦前の中等教育について「現実には、傍系や低度の中等教育や高等小学校、あるいは社会教育や企業内教育・訓練、さらには通信教育(講義録など)やまったくの独学のような、さまざまな教育・学習機会が多様に存在していた」*8と述べているが、そうした教育の中から、戦後の中等教育の単線化によっては取りきれなかった部分への対応として別科が設置されたため、その役割上、基準的なものを設けることができなかつたのではないかと類推される。

2. 別科の推移

高等学校別科は、昭和23年(1948)の学制改革直後に高等学校に設置され、昭和30年代前半まで1万人以上の生徒数を維持していたが、現在では殆ど廃止されている。*9和歌山県に於いても、昭和23年(1948)に11校に設置され、350人が在籍したが、7年後の昭和29年(1954)にすべて廃止されている。

昭和23年(1948)の別科設置時の生徒数は全日制が12,633人、定時制が5,423人であり、翌年には全日制が16,334人、定時制が9,029人と最大人数となった。その後、減少を続け、現代ではほとんどが廃止されている。定時制の方が減少は緩やかであり、昭和37年(1962)には全日制3,563人、定時制3,132人とほぼ同数になっており、それ以降は両方とも同じような割合で減少した。

別科の教育内容は家庭科、工業、農業、商業というように非常に多岐に渡っており、資格取得のためのものからいわゆる「花嫁修業」まで様々であったが、高校進学率の上昇とともに、新制高校、各種学校、高等専門学校等に吸収され、現在はほとんど残っていない。

3. 和歌山県の別科

和歌山県では、昭和23年(1948)6月3日付けで県教育部長から各高等学校長に「高等学校別科の設置と生徒募集について」(以下別科の設置通知)*10が通知されている。その前文を見ると、「高等学校別科の予算その他の見込みがついたので、その設置を早急に決定し生徒募集の開設準備を急いで一日も早く発足させたいと思うので、設置学校は左記により適宜の措置をとられたい。」とある。

また、その一では、「開設を急ぐので、手続きを簡単にし、申請次第決定を通知する」としている。さらに、「五 其の他」の1には、「別科設置を希望する学校は直ちに県教育部長宛学科年限募集人員の予定を申出る(電話かご来談)こと。」とあり、非常に早急の措置であったことがうかがわれる。

また、「二」では「(別科の)編成及び設備については通常課程同様にこの省令(高等学校設置基準)を基準とする。」としているのに、「三」では、「設備、教員等の点において通常課程に圧迫を加えないことを条件として設置したい。」とある。

別科の内容に関しては、「本省よりまだ発表されていないが、とりあえず本年は、農業科を主とするもの、工業科を主とするもの、商業科を主とするもの、家庭科を主とするものの四学科とし、一校に付き一学科に限定する」としているが、最終的に設置されたのはすべて家庭科を主とする別科であった。

昭和23年(1948)の時点で設置されたのは、笠田高校、粉河高校、海南高校、耐久高校、日高高校、田辺高校、古座高校、新宮高校である*11が、これは上記の報告書の「五 其の他の1 県で各郡市に一校は是非設置したい考である。」を踏まえたものであると推測される。

また、それぞれの地域には従来からの高等家政女学校があり、そこに在籍した生徒の受け皿の役割を兼ねていた。*12『高校風土記』によると、別科は「旧高女時代の名残をとどめるもので旧高女時代の一部生も二部生*13も混同していた。」とある。

また、同『風土記』には、高等女学校の二部は修業年限が(一部は5年)2年であり、新制高等学校の修業年限に足りなかつたため、昭和23年(1948)に新制高等学校普通科二年生に籍を置いた者のうち、二部生だった者は昭和24年(1949)に三年生に進級する資格を認められず、別科二年生として大半が残り、昭和25年(1950)3月に94人が卒業したと記述されている。

このことから別科が旧制高等女学校の受け皿としての役割を果たしていたことが分かる。

昭和23年に8校で始まった別科であるが、それ以降、

那賀高校、大成高校、熊野高校にも設置された。しかしながら全日制を希望する生徒の増加し、昭和25年(1950)4月に粉河高校、昭和28年(1953)に笠田高校、熊野高校に全日制課程の家庭科が設置され、那賀高等学校貴志分校(定時制)に家庭短期課程が設置されたことによって、昭和25年(1950)3月に田辺高校で、昭和29年3月に他の高校で募集が停止され、その役割を終えた。

別科の中には第一別科のように技術の習得や資格取得のために設けられたものもあり、それらは戦後の社会において一定程度の役割を果たしたが、和歌山県の別科は戦前の教育の受け皿以上の意味をなさず、わずか7年でその幕を閉じたのである。

4. 別科の教育課程

教育課程で見ると、和歌山県の別科は家庭に関する学科であると見て差し支えないと思われる。各科の時間数は30~35であるが、これは一般的な普通教育を主とする高等学校の教育課程表とほぼ同じである。また、当時の必修教科を見ると、社会がやや少ないが、国語、体育についてはほぼ時間数が確保されている。

同じ別科ではあるが、無線通信士を養成する学校である電波高等学校の第一別科(以下、第一別科)の教育課程と比較してみると、第一別科の普通科目は4科目合わせても8単位しかない。

教科の自由選択制については日高高校で2単位あるが、それ以外はない。専門科目と普通科目を比較してみると、その割合は60.0%から73.3%であり、これも第一別科の79.5%に比べると低い割合になっている。また、第一別科の専門科目は9科目あり、そのほとん

どが資格試験に直結するものであるが、和歌山県の別科は「被服」(「和裁」と「洋裁」に分けている学校が2校ある)以外は、「手芸」や「家事」といった教科になじまないものや、「実習」という内容が曖昧なもので構成されている。これは、和歌山県の別科が新制高等学校の理念を体現する課程として設置されたのではなく、戦前の良妻賢母の育成を目的とし、家政に関わる実際的な科目に重点を置いた高等家政女学校の受け皿としての役割を果たすために設置されたことを示していると考えられる。

また、教育課程全体も各校でかなりばらばらついているが、これは、別科に対する基準がないこと、また、別科の設置通知の「三」の但し書きに、「設備、教員等の点において通常課程に圧迫を加えないことを条件として設置したい」とあること、また、設置通知の「五 其他」の3に生徒数50人に付き教員の増加は二人程度とするという所によるとあることから、各学校の教育課程や職員数等の事情に合わせて組まれていることによると思われる。

実際、耐久高校においては「生徒数廿名以下につき予算を受けず職員の特別奉仕にて実施」とある。

設置通知が新制高等学校の理念に基づいて出されたものなのかどうかは検討を要するが、少なくとも実際に設置された別科はそうではなかった。

各学校の教育課程は次の通りである。^{*14}

佐々木享は、「男女共学」について、「男女に等しく門戸を解放して女子の就学率を向上させ、教育内容と程度の点での格差を完全に撤廃し、男女がともに学ぶ道を開いた」とその意義を評価しているが、その一方で、家庭に関する学科については、和田典子の論文^{*15}を引用し、「おくれた女子教育観に依存し、生徒自らの

	国語	社会	数学		音楽	美術	書道	体育	被服		家事	手芸	英語	図案	選択	実習	H R	合計
			解析	幾何					和裁	洋裁								
粉河	4	5	2			1		3	10		10							35
耐久	3	3						2	12	5	3	2						30
日高	3	2	1	1	1		1	3	13		4			2		1		32
田辺	3	3			1	2		3	2		6		1		10			30
新宮	3	3			1			2	10	8	5		2					34

* 笠田、海南、古座は不明であるが、笠田高校別科については「家庭科を主として学習す」、古座高等学校については「家庭科の別科生徒数は」とあるように和歌山県の別科はいずれも家庭科を主とした別科である。

仙台電波高等学校第一別科教育課程表

科目	国語	社会	保健	英語	電通実習	電磁事象	電気通信	通信機器	関係法規	海洋事象	航海運用	水産一般	交通地理	合計
単位	1	1	1	5	9	5	5	5	4	2		1	39	

要求よりも親や教師の旧い女性観に依って『家庭婦人の育成』を主に、専門技能の習熟を従にして存立』してきたとされていると述べている。

和歌山県の別科は、その設置や教育内容の自由さを新制高等学校教育の理念の実現のために活かすのではなく、高等家政女学校の女性観に基づく教育、俗に言う「花嫁修業」の役割を担わされる学科となった。このことは笠田高等学校の別科の廃止の延期をめぐって、毎日新聞の『高校風土記』の記事に「別科で“花嫁修業”させたいという父母の強い願いが裏にあったようだ。」と書かれていることから見て取れる。^{*16}

5. まとめ

以上の点から和歌山県の高等学校別科については、次の点が挙げられる。

- ①和歌山県の高等学校別科の設置が非常に早急の措置であったこと。
- ②結果的に旧制高等家政女学校の受け皿としての役割を果たしたこと。
- ③そのため、「旧い女性観」に応える教育以上の意味をなさず、戦後の社会の中でそのニーズを失い、7年で廃科となったこと。

別科は、戦後の中等教育の単線化を補うものとして設置されたが、和歌山県においては旧制中等教育の受け皿としての役割しか果たせなかった。それは佐々木亨が言うように、家庭科という教科が新制高等学校教育の理念を体現するのが遅れ、「おくれた女性観」に依存していたことによるものであると類推される。

他の教科を主体とした別科が設置されていたら、また、異なる役割を果たし、異なる変遷を経たかもしれない。逆に言えば、和歌山県では、戦後教育改革からはみ出る部分、特徴的な教育を必要とするものがなかったということかもしれない。この辺りは今後の研究を要するところである。

全国的には農業や水産、電気、機械といった様々な分野の別科が設置されていた。これらの内容や成立事情、経緯等を解明することで、戦後教育改革の理念と現実を明らかにし、また、それがなし得たものとなし得なかったものを比較し、考察していきたい。

そうすることによって、戦前の中等教育と戦後の中等教育の違いを明らかにし、さらに戦後教育が中等教育において目指したものを解明していきたい。

注

- * 1 第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。
- 2 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ず

る学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

○3 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

※昭和22年制定時は、第四八条であった。

- * 2 第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- * 3 昭和22年(1947)法律第26号 高等学校設置の必要最低基準を定めた文部科学省の省令。
- * 4 第70条(準用規定)
- * 5 第80条(準用規定)
- * 6 第91条
- * 7 学校教育法第一条に掲げるいわゆる一条校ではない、学校教育に類する教育を行う学校
- * 8 吉田文・広田照幸編『職業と選抜の歴史社会学』p. 8
- * 9 現在(平成25年度)で著者が確認できたのは2校、横浜市立横浜商業高等学校の理容、美容の別科と、やしま学園高等専修学校の別科であるが、やしまの別科は全日制で、3年間の高等課程と2年間の別科(専攻科)が設置されている。
- * 10 「連合軍関係指令並びに報告書」(和歌山県文書館所蔵)
- * 11 生徒はすべて女子である。
- * 12 粉河、笠田に設置されていたのは高等女学校であるが、粉河は高等実科女学校、笠田は高等家政女学校がその前身である。
- * 13 笠田高等家政女学校では第1部が小学校卒業で修業年限が5年、第2部が小学校又は国民学校の各高等科卒業で修業年限が3年とされていた。また、粉河高等女学校では、本科、別科という科名が使われている。昭和55年(1980)8月27日付毎日新聞「高校風土記1212 笠田」に「卒業生は本科一、二部、専攻科合わせて二百十二人だったが、このときから本科二部は「実科」とも呼ばれるようになった。」という記述がある。
- * 14 昭和23年「知事との引継書」より筆者作成
- * 15 「家庭科(学科)の現状と課題」『国民教育』第二四号 1975. 5 p.104
- * 16 「高校風土記」は和歌山県内の各高等学校の歴史を紹介する特集で、昭和55年(1980)10月8日付「高校風土記1239 笠田58」の別科の廃止に関する経緯の中に「別科で“花嫁修業”させたいという父母の強い願いが裏にあったようだ。」という記述がある。